

【諮問第155・156号】

18川情個第133号
平成19年3月13日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する全部開示処分及び部分開示処分に係る異議申立てに
ついて（答申）

平成17年7月25日付け17川教庶第495号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書開示請求に対する全部開示処分及び部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 諮問第155号について

異議申立人の公文書開示請求に対して実施機関が全部開示とした処分は、開示請求承諾通知書の別紙【該当する公文書】59番(「平成17年2月15日開催教育委員会定例会議案第39号公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てに係る答申について」)の配付資料のうち「決定書(案)」(2通)を除き、妥当である。

実施機関は、上記「決定書(案)」(2通)につき、個人の氏名・住所を不開示とし、その余を開示する部分開示処分をすべきである。

(2) 諮問第156号について

異議申立人の公文書開示請求に対して実施機関が部分開示とした処分のうち、次の部分については開示すべきである。

ア 開示請求承諾通知書(部分開示)の別紙【該当する公文書】15番(「平成15年9月16日開催教育委員会定例会 議案第30号 個人情報閲覧等請求に対する全部承諾処分に係る不服申立てに対する決定について(諮問第90号案件)」配付資料)の学校名・学年・組・性別、事件発生年月日・場所、事件内容

イ 同19番(「平成15年11月25日開催教育委員会定例会 議案第33号 個人情報訂正・削除請求に対する拒否処分に係る不服申立てに対する決定について」配布資料)の学校名

ウ 同25番(「平成16年4月27日開催教育委員会定例会 報告事項(3) 請願の報告及び協議について」配付資料)の弁護士の印影

エ 同39番(「平成16年9月21日開催教育委員会定例会 報告事項(1) 請願等の報告」配布資料)の学校名と校長等の対応の具体的内容の記載部分

オ 同40番(「平成16年9月21日開催教育委員会定例会 報告事項(3) 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について」配布資料)の学校名

カ 同46番(「平成16年11月9日開催教育委員会臨時会 請願審査(2) 平成16年度請願第11号及び第12号、第15号、第17号」配布資料)の学校名

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成17年5月13日、異議申立人は川崎市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、実施機関(川崎市教育委員会)に対して、以下のような公文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「平成15年4月から平成17年5月10日までの間に開催された教育委員会会議において、情報公開制度上に関係する諸問題について、協議した会議文書等の全ての文書(添付資料・会議録メモ含む)」

(2) これに対し、実施機関は本件請求に係る公文書が多く、文書の特定及び諾否の決定に相当の日数を必要とするため、条例第12条に基づき、平成17年6月16日

までに諾否の決定をすることとする諾否の決定期限の延長を行い、同年5月27日付けで、その旨を異議申立人に通知した。

- (3) その後、実施機関は、本件請求に係る文書のうち、条例第8条第1号及び同第2号に該当するため非開示とする部分を含む文書につき平成16年6月16日付けで部分開示処分(以下「本件処分1」という。)を行い、その余の文書につき同日付けで全部開示処分(以下「本件処分2」という。)を行った。
- (4) 異議申立人は、本件処分1及び2に対し、いずれも「全て開示するとの処分を求める。」とする異議申立てを行った(本件処分1につき当審査会諮問第156号、本件処分2につき当審査会諮問第155号)。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び平成18年6月20日実施した意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、「承諾」とする文言の処分については不承諾を意味する処分であると訴訟において公言し、そのとおりの運用を行っており、承諾処分とは不承諾処分であることは明らかである。
- (2) 不承諾処分であるならば、条例は、その理由を付記した不承諾処分通知書を作成して通知する義務を課しているが、実施機関はその義務を怠っている。
- (3) このように、処分通知書からは処分内容が明らかでないから、審査会における審査を通して処分内容を把握しなければ、その理解は不可能である。
- (4) このことから、公開の原則に基づき、「全て開示するとの処分」を求める。
- (5) なお、閲覧時に、処分理由を説明できる者が立ち会って説明しないため、文書の存否や開示・非開示の判断理由等の説明がされない状況にあることから、やむを得ず機械的に異議申立てをせざるを得ない。

4 実施機関の主張要旨

処分理由説明書及び平成18年7月18日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 諮問第156号について

ア 個人の氏名・住所・印影・電話番号・FAX番号は、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であるため、不開示とした。

イ 学校名は、「体罰報告書」については当審査会の平成15年11月28日付答申第92号を受け、一般人が入手しうる情報により特定の個人が識別されるかどうかを判断基準としてきたが、「体罰報告書」以外の文書については、仮に公開した場合、当該個人と同じ学校に属する者やその周辺の者が保有する一般的に入手可能とみられる情報を入手、照合することによって当該個人が特定され、識別されるおそれのある情報と判断した。(なお、本件処分後に当審査会の平成18年7月18日付答申第129号において、生徒災害事故と体罰事件とで個人識別情報の性質が異なるものではないとの判断が示されたので、今後はこの答申の趣旨を尊重して取り扱う考えである。)

(ア) 開示請求承諾通知書（部分開示）の別紙【該当する公文書】19番（「平成15年11月25日開催教育委員会定例会 議案第33号 個人情報訂正・削除請求に対する拒否処分に係る不服申立てに対する決定について」配布資料）

学校名は、教職員の懲戒処分に関する記述であり、これを公開すれば、懲戒処分の被処分者や関係生徒個人が識別されうるものと判断し、不開示とした。

(イ) 同39番（「平成16年9月21日開催教育委員会定例会 報告事項（1）請願等の報告」配布資料）

「請願第11号」の学校名は、部活動中の死亡事故及びいじめ事故に関する記述であり、これを公開すれば被災者個人が識別されうるものと判断し、不開示とした。

「陳情第1号」は特定の教職員に対する校長等の対応に関するものであるが、

a 教職員の病状等に関する記載は、条例第8条第1号に該当する心身に関する情報であること

b 校長等の指導に関する記載は、教職員の言動など個人のプライバシーに関する情報を含むこと

c 学校名については、これを公開すれば校長や関係教職員が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあること

から、いずれも不開示とした。

(ウ) 同40番及び46番（「平成16年9月21日開催教育委員会定例会 報告事項（3）教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について」配布資料及び「平成16年11月9日開催教育委員会臨時会 請願審査（2）平成16年度請願第11号及び第12号、第15号、第17号」配布資料）

不開示とした学校名は、部活動中の死亡事故及びいじめ事故に関する記述であり、これを公開すれば被災者個人が識別されうるものと判断し、不開示とした。

(エ) 同48番（「平成16年11月16日開催教育委員会定例会 請願審査（2）」平成16年度請願第10号）配布資料）

開示請求承諾通知書（部分開示）には非開示部分として「添付資料である公文書開示請求関連文書の請求者の氏名、当該学校名」と記載したが、そもそも添付資料は存在せず、当該記載は誤りであった。よって、不開示とされた学校名はない。

ウ 同2番（「平成15年6月17日開催教育委員会定例会 報告事項（5）公文書閲覧等請求に対する一部公開処分等に関する異議申立てに係る答申について」配付資料）の教諭氏名については、公務員の職務の遂行に係る情報に該当せず、事実もないままに公にすることによって当該教諭の権利利益を害するおそれがあるから、条例第8条第1号ウに該当せず、不開示とした。

エ 同25番（「平成16年4月27日開催教育委員会定例会 報告事項（3）請願の報告及び協議について」配布資料）の弁護士印影は、同条第2号アに規定する法人等に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。（なお、その後、当審査会の平成17年9月12日付答

申第135号を受け、現在では開示する扱いとしている。)

オ 同15番(「平成15年9月16日開催教育委員会定例会 議案第30号 個人情報閲覧等請求に対する全部承諾処分に係る不服申立てに対する決定について(諮問第90号案)」配布資料)の体罰事件に関する「処分事由説明書」及び「事情聴取結果」の文書中、生徒の学校名・学年・組・氏名・性別、事件発生日・場所、事件内容は「申立人の個人情報として開示した部分」であり、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

(2) 諮問第155号について

請求対象公文書のうち、不開示情報を含む上記(1)の文書を除いた文書を全部開示とした。

5 審査会の判断

(1) 諮問第155号及び156号は、実施機関が同一の公文書開示請求書について、全部開示の文書と部分開示の文書に分けて、前者につき全部開示処分、後者につき部分開示処分が行なわれたことに対する異議申立ての案件であるので、併合して審理する。

(2) 諮問第155号について

諮問第155号は、全部開示処分に対する異議申立ての案件であるが、対象文書のうち、開示請求承諾通知書の別紙【該当する公文書】の59番「平成17年2月15日開催教育委員会定例会議案第39号公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てに係る答申について」に関する配付資料「決定書(案)」2通(以下「本件決定書」という。)の配付資料では、個人の氏名・住所が黒塗りされている。

個人の住所・氏名は、条例第8条第1号に該当する個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであるので、実施機関がこれを黒塗りにしたこと自体は相当であるといえる。

しかし、実施機関が、黒塗り部分を含めてこれを全部開示処分の対象文書としたことは誤りであり、部分開示処分の対象文書とすべきであった。

したがって、実施機関が全部開示とした処分は、本件決定書を除くその余の対象文書については妥当であるが、本件決定書につき、個人の氏名・住所を不開示とし、その余を開示する部分開示処分とすべきである。

(3) 諮問第156号について

ア 個人の氏名・住所・印影・電話番号・FAX番号について

個人の氏名・住所・印影・電話番号・FAX番号は、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であるため、不開示としたことは妥当である。

イ 学校名

学校名は、その情報自体によって特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、条例第8条第1号に該当することとなる。そして、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合」とは、当該事件につき特別の情報をもっている関

係者以外の一般人を基準として判断すべきである（平成15年11月28日付答申第92号、平成18年7月18日付答申第129号参照）。

この点、実施機関は、「体罰報告書」以外の文書については、仮に学校名を公開した場合、当該個人と同じ学校に属する者やその周辺の者が保有する一般的に入手可能とみられる情報を入手、照合することによって、当該個人が特定され、識別されるおそれのある情報に当たると判断したと説明する。

しかし、「体罰報告書」と他の文書で判断基準を区別する理由はなく、当該事件につき特別の情報を有している関係者以外の一般人を基準とすべきことに変わりはない。実施機関が、当該個人と同じ学校に属する者やその周辺の者を基準に判断したことは、誤りである。

そこで、以下、一般人基準によって個別に検討する。

(ア) 開示請求承諾通知書の別紙【該当する公文書】の19番

当該文書における学校名は、体罰が行われた場所として記載されているにすぎず、開示したとしても、一般人が容易に入手しうる他の情報との照合によっても特定の個人を識別できるとはいえない。

したがって、学校名を不開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

(イ) 同39番

a 当該文書中、「請願第11号」の部活動中の死亡事故、「いじめ」事故に関する文書における当該学校名及び「陳情第1号」の特定の教職員に対する校長の対応に関する文書における当該学校名は、いずれも、開示したとしても、一般人が容易に入手しうる他の情報との照合によっても特定の個人を識別できるとはいえない。

したがって、学校名を不開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

b 「陳情第1号」では、学校名のほかにも、当該教職員の心身の状況に関する記載部分及び当該校長等の対応の具体的内容の記載部分が黒塗りとされているが、開示請求承諾通知書（部分開示）の「開示することができない部分」にはその旨の記載がない。この点で、実施機関の部分開示処分には、当該不開示部分の記載の点で重大な誤りがある。このような誤りは実施機関の軽率な行為によって生じた事態であって、きわめて遺憾であるといわなければならない。「該当する公文書」で黒塗りにされている部分を開示請求承諾通知書（部分開示）に正確に、そして漏れなく記述すべきである。（ただし、平成18年7月18日実施の処分理由説明聴取において、実施機関もその誤りを認識し、是正した。したがって、当審査会は、是正されたことを踏まえて、各記載部分の不開示の当否について判断することとする。）

c 当該教職員の心身の状況に関する記載部分については、特定の個人を識別することはできないとしても、個人の人格と密接に関係しプライバシー性が高い情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これを不開示としたことは妥当である。

d 当該校長等の対応の具体的内容に関する記載部分については、これを開示し

たとしても、他の情報との照合によっても当該教職員を識別できるとはいえず、当該教職員の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。また、当該校長等については、仮に他の情報との照合により個人が識別されうるとしても、当該教職員に対する対応は公務員の職務の遂行の内容に該当するから、不開示とすべき事由には該当しない。

したがって、これを不開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

(ウ) 同 40 番及び同 46 番

前記(イ)同様、部活動中の死亡事故及び「いじめ」事故に関する文書における当該学校名が不開示とされているが、これを開示したとしても、一般人が容易に入手しうる他の情報との照合によっても特定の個人を識別できるとはいえない。

したがって、これを不開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

ウ 教諭氏名

同 2 番の文書中の教諭氏名については、当該教諭は公務員であるが、当該情報は明らかに職務の遂行に係る情報であるとは認められない。しかも、事実関係が確定されているわけではないにもかかわらずこれを公にすれば、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例第 8 条第 1 号ウには該当せず、不開示としたことは妥当である。

エ 弁護士印影

同 25 番のうち、「準備書面」の弁護士の印影については、弁護士がその職務上作成した文書に自らが作成したことを示すために用いたものにすぎず、その印影を開示したとしても、条例第 8 条第 2 号アの「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」との要件には当たらない(平成 17 年 9 月 12 日付答申第 135 号参照)。

したがって、弁護士の印影を不開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

オ 申立人の個人情報として開示した部分

実施機関は、同 15 番につき、体罰事件に関する「処分事由説明書」及び「事情聴取結果」の文書中、生徒の学校名・学年・組・氏名・性別、事件発生日・場所、事件内容について、「申立人の個人情報として開示した部分」であり、特定の個人を識別することができる情報であるとして不開示とした。

たしかに、当該生徒の氏名については、個人識別情報であるから不開示とすべきである。しかし、学校名・学年・組・性別、事件発生日・場所、事件内容については、それらの情報自体によって特定の個人を識別することはできない。また、実施機関の処分理由説明では、一般人が容易に入手しうる他の情報との照合によって特定の個人を識別できるとする事情を認定するには、不十分である。

したがって、当該生徒の学校名・学年・組・性別、事件発生日・場所、事件内容を不開示としたのは妥当でなく、開示すべきである。

(4) なお、異議申立人は、訴訟において実施機関は承諾処分は不承諾を意味する処分であると公言し、そのとおりの運用を行っている旨主張する。しかし、異議申立人

が指摘している案件は、川崎市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対して、実施機関が一部黒塗りにしたうえで「全部開示」処分を行ったものである。それに対して、本件は川崎市情報公開条例に基づく公文書開示請求に関する事案であるので、前提となっている制度も事案も異なり、異議申立人の主張は失当である。

また、実施機関の主張によれば、告示により特定した会議開催日の会議録と添付の配付資料はすべて対象文書とし、そして会議録メモは作成されたとしても会議録作成後には廃棄されるので存在していない。かかる主張に格別不合理な点は認められないので、開示請求承諾通知書の「該当する公文書」として記載された文書のほかには請求対象公文書は存在しないという主張は、合理的なものといえる。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗